

藤枝市地域自立支援協議会設置要綱

制 定 平 23.6.17 告示 174 号

最近改正 令 2.4.1 告示 92 号

(設置)

第 1 条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する定期的な協議を行うため、藤枝市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (3) 部会の設置及び運営に関すること。
- (4) 障害福祉計画等の進捗状況の評価及び進行管理に関すること。
- (5) 中立・公平性を確保するための基幹相談支援センターの基幹相談支援事業者及び委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
- (6) 啓発活動及び研修に関すること。
- (7) 困難事例への対応に関する調整に関すること。
- (8) 周辺市町の協議会との連携に関すること。
- (9) 障害のある人の虐待防止に関すること。
- (10) 障害のある人の差別解消に関すること。
- (11) その他設置目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる機関及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 地域福祉関係機関
- (2) 障害者関係団体
- (3) 障害福祉サービス提供事業者
- (4) 医療・教育・就労・司法機関
- (5) 関係行政機関
- (6) 相談支援事業者
- (7) その他市長が必要と認める機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の努力義務)

第7条 委員は、地域課題の発見、解決に努めるとともに協議会で合意された事項を遂行することに努めるものとする。

(運営会議)

第8条 協議会は、関係機関の実務担当者が協議を行う運営会議を開催する。

2 運営会議には座長を置き、会議については、座長が必要に応じ対象となる構成員を招集し、開催するものとする。

(部会)

第9条 協議会は、第2条に規定する所掌事項について必要な調査又は検討等を行うため、部会を置く。

2 部会には部会長を置き、会議については、部会長が必要に応じ対象となる構成員を招集し、開催するものとする。

(事務局会議)

第10条 協議会は、協議会全体の運営に関して協議を行う事務局会議を開催する。

2 事務局会議は、障害福祉担当課のほか、基幹相談支援センターの担当者その他必要な者で構成する。

(基幹相談支援センター事業評価委員会)

第11条 協議会に、第2条第1項第5号に規定する所掌事項について必要な調査又は協議等を行うため、基幹相談支援センター事業評価委員会を置く。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 委員及び関係機関の職員は、障害者及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、協議会の運営を通じて知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (平成23年6月17日 藤枝市告示第174号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(藤枝市障害者計画推進協議会設置要綱の廃止)

2 藤枝市障害者計画推進協議会設置要綱(平成11年藤枝市告示第143号)を廃止する。

附 則 (平成24年8月17日 藤枝市告示第200号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日 藤枝市告示第69号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 藤枝市告示第99-2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月13日 藤枝市告示第157号)

この告示は、平成30年4月13日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 藤枝市告示第92号)

この告示は、公示の日から施行する。